

# 慰労交付金Q&A

## (問) 慰労交付金の趣旨を教えてください。

(答) 慰労交付金は、

- ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、
- ②継続して提供することが必要な業務であること、
- ③保険薬局に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対して交付するものです。

## (問) 「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるのでしょうか。

(答) 例えば、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。

一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなど、患者と接しない職員は該当しないと考えられます。

なお、ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。

## (問) 「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか。

(答) 資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。

## (問) 業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか。

(答) ①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、保険薬局における勤務内容によってご判断ください。

## (問) 「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなりますか。

(答) 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。

なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。

## (問) 2カ所以上の保険薬局で勤務する場合、どちらの保険薬局で申請すればよいか。

(答) 合計で10日間以上の勤務実績がある場合、どこかの保険薬局で申請しても大丈夫です。開設者が同じ保険薬局の場合、主となる保険薬局を記入してください。なお、申請漏れや二重申請が発生しないように、ご注意ください。

## (問) 慰労交付金は、保険薬局が手当として支給することになりますか。

(答) 慰労交付金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。

また、慰労交付金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。

## (問) 保険薬局で申請をとりまとめずに、職員個人に申請させることはできますか。

(答) 患者に接する等の要件を確認する必要があるため、保険薬局等での申請をとりまとめにご協力をお願いします。

## (問) 対象者へ慰労交付金を交付する際の保険薬局の事務手数料はどうなりますか。

(答) 振込手数料について、都道府県から保険薬局に支給されません。

詳しくは申請の案内等でご確認ください。

## (問) 対象者に現金で交付することは可能か。

(答) 可能です。領収書を頂くなど交付を証する書類の作成をお願いします。

## (問) 交付を証明する書類の様式はあるのか。

(答) 所定の様式はありません。①受け取った者の住所・氏名(自署または記名押印)②受け取った日③金額、の3点について記載された領収書等の作成をお願いします。

## (問) 保険薬局をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

(答) 原則として、勤務していた保険薬局を通じて申請してください。

勤務していた保険薬局を通じた申請が難しい場合は、勤務していた保険薬局の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくことになります。

## (問) すでに他の慰労交付金を交付されている職員は、対象になりますか。

(答) 他の保険薬局、医療機関、介護施設または障害者施設等での慰労交付金を交付されている職員は、対象になりません。他の慰労交付金の交付対象者との確認をさせていただきます。